

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間再延長を踏まえた府立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言については、令和3年4月25日（日）から5月31日（月）までを期間としていたところですが、今回、宣言期間が令和3年6月20日（日）まで延長されることとなりました。

京都府内における感染状況については、変異株の感染割合が増えていること、病床使用率が高いこと等、依然として予断を許さない状況にあります。

つきましては、引き続きこの間実施してきた対策を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、教育活動を継続していくこととしますので、令和3年6月1日（火）から6月20日（日）までの期間においても、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、通学時の密を避けるため、時差登校や短縮授業などの対策を継続すること。

（例）・公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように、授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。

・登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、学年別の時差登校等の工夫を行う。

2 学校教育活動の制限について

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）」P54）は、一時的に停止すること。

(2) 宿泊を伴う教育活動

授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。したがって、研修旅行（修学旅行）においてもこの期間は実施しないこと。

(3) 部活動

ア 制限等

- (ア) 参加者 自校生徒のみ(※1)とする。
- (イ) 活動場所 原則校内(※2)のみとする。
- (ウ) 活動時間 平日・休日ともに2時間以内(※3)とする。
- (エ) 宿泊 禁止(※4)
- (オ) 大会参加 公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等(以下、「大会等」という。)(※5)については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加することを認める。
なお、参加をするに当たっては、主催者が指示する感染予防対策等の遵守を徹底すること。
また、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。
- ※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。
- ※2 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。
- ※3 主として準備運動から整理運動まで2時間以内とする。
- ※4 大会等の参加に当たり、競技開始時刻等を考慮して必要となる場合は、宿泊施設の感染予防対策を確認の上、宿泊を認める。ただし、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。
- ※5 高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等

イ 留意事項等

- (ア) 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。(組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏)
ただし、京都府における「緊急事態宣言」期間中に開催される大会等に出場する場合に限り、事故防止等の観点からこれらの活動は行ってもよいが、感染予防対策を十分に講じた上で、最小限に留めること。
- (イ) 「府立学校の部活動における感染予防対策について」(令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。
- (ウ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (エ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (オ) 自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (カ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。

- (キ) 特に、部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (ク) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染予防の徹底についても繰り返し指導すること。

(4) その他の活動について

- ア 校外での教育活動(野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など)は実施しないこと。したがって、教科・科目等に係る活動においても、校外での活動は一時的に停止すること。
- イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会等)については実施しないこと。ただし、外部講師による授業や講演など、特定の少人数が来校する活動で、感染リスクが極めて低いと判断できるものは実施を可とする。他校生との交流は行わないこと。
- エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいした上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(5) その他

ア 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

イ オンラインの活用

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

ウ 感染症対策の徹底

- (ア) マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。
- (イ) 休日においても、不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。
- (ウ) 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合、登校させないことを徹底すること。また、同居の家族について同様の症状等がある場合も、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

3 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

4 教職員の勤務等について

(1) 教職員の時差出勤について

緊急事態宣言下においては、事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークの徹底等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

(2) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間定時制を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

【外出の自粛等】

(特措法第45条第1項)

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けた行動、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- ・ 発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(3) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

5 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間延長を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年5月7日付け3教総第288号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月23日付け3教総第264号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月16日付け3教総第252号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月9日付け3教総第227号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月12日付け3教保第45号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5882